

# 一般事業主行動計画について

平成29年 4月30日

当法人は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

## 【一般事業主行動計画とは】

法人が職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、

(1) 計画期間 (2) 目 標 (3) 目標達成のための対策を定めろものです。法律の有効期限延長に伴い、延長後の行動計画を策定いたします。

## 医療法人 微風会 行動計画

1、 計画期間 平成29年 4月 1日から平成32年 3月31日までの3年間

## 2、 内 容

目 標1: 男性の子育て目的の休暇の取得促進  
男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

目 標2: 子供を育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営

目 標3: 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

3、 一般事業主行動計画の外部への公表方法  
当法人ホームページ

4、 一般事業主行動計画の職員への周知方法  
事業所内のみやすい場所への掲示